

財政支援目的・イメージ（案）

1. 財政支援の目的

令和 8 年度
への対応

財政リスクへの対応

令和 8 年度決算を踏まえた本事案による収入不足について、財政安定化基金の取崩しや決算剰余金等の活用規模が大きく、次年度以降を含めた都道府県の財政運営に支障が生じる場合に、特別調整交付金により必要な財政支援を行う。

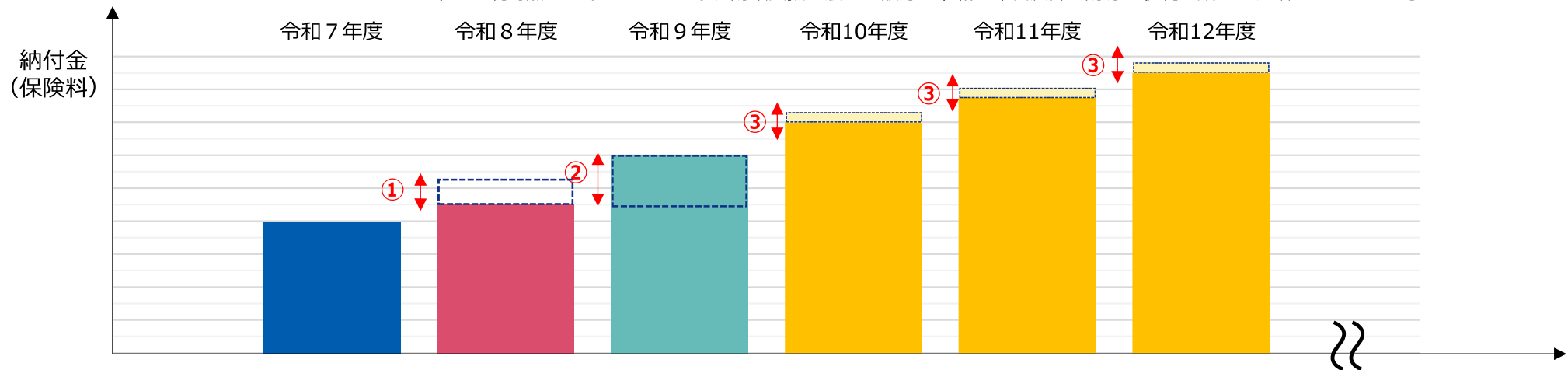
令和 9 年度
以降への対応

保険料上昇の緩和

財政安定化基金の取崩分の積戻し等を含め、令和 9 年度以降の納付金・保険料が急激に上昇する場合について、被保険者負担の急激な増加を抑制する観点から、特別調整交付金により激変緩和のための財政支援を行う。

2. 財政支援のイメージ

※ 下記は現時点でのイメージであり、財政支援方法・金額等は令和 8 年度決算や財源の状況を踏まえ、改めてお示しする。



① 令和 8 年度の対象となる場合

- ・ 本事案を原因とする収入不足により、財政安定化基金を活用し、基金残高が一定水準以下になる場合
- ・ 財政安定化基金の取崩しや決算剰余金等の活用額が一定水準を超える場合

② 令和 9 年度の対象となる場合

- ・ 本事案を原因として、令和 9 年度の納付金（保険料）が令和 8 年度から大幅に増加（被保険者・市町村に著しい影響が生じる）する場合

③ 令和 10 年度以降の対象となる場合

- ・ 本事案を原因とする収入不足により、令和 8 年度に財政安定化基金を取り崩し、積み戻す（納付金として追加徴収する）額が一定水準を超える場合

※ 一定水準等の基準は今後の検討により決定。